

## 利用料金（通所リハビリテーション）

### 1.基本料金 ※自己負担額1割の場合

1割負担	1～2時間未満 1日の自己負担額	2～3時間未満 1日の自己負担額	3～4時間未満 1日の自己負担額	4～5時間未満 1日の自己負担額	5～6時間未満 1日の自己負担額	6～7時間未満 1日の自己負担額	7～8時間未満 1日の自己負担額
要介護 1	353円	368円	465円	520円	579円	670円	708円
要介護 2	384円	423円	542円	606円	687円	797円	841円
要介護 3	411円	477円	616円	689円	793円	919円	973円
要介護 4	441円	531円	710円	796円	919円	1,066円	1,129円
要介護 5	469円	586円	806円	902円	1,043円	1,211円	1,282円

### 2.加算料金(共通料金)

介護報酬告示上の金額 ※自己負担額1割の場合

項目	利用料金自己負担額	備 考
リハビリテーション提供体制加算	3～4時間未満 12円	リハビリテーション提供体制加算の算定要件は、「指定通所リハビリテーション事業所において、常時、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が25又ははその端数を増すことに1以上であること。」
	4～5時間未満 16円	
	5～6時間未満 20円	
	6～7時間未満 24円	
	7～8時間未満 28円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円	介護福祉士60%以上 勤続10年以上の介護福祉士25%以上
入浴介助加算	40円	入浴介助を行った場合。
科学的介護推進体制加算	40円	利用者のデータ(ADL・栄養・口腔・嚥下・認知症・褥瘡・排泄・服薬等)をLIFEに提出しフィードバックを受けケアの質の向上に努める。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	1回につき 20円 (6ヶ月に1回を限度)	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の健康状態と栄養状態について確認を行い、担当ケアマネに情報提供した場合。
リハビリテーションマネジメント加算(A)口	同意日の属する月から6ヶ月以内 1月につき 593円 同意日の属する月から6ヶ月超 1月につき 273円	通所リハビリテーション計画を3か月ごとに見直し、会議を行い情報共有。 計画書について利用者へ説明・同意を得医師に報告・記録すること。
リハビリテーションマネジメント加算(B)口	同意日の属する月から6ヶ月以内 1月につき 863円 同意日の属する月から6ヶ月超 1月につき 543円	通所リハビリテーション計画を3か月ごとに見直し、会議を行い情報共有。 医師が、利用者またはその家族に対して説明し、同意を得、記録すること。
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円	退院日または認定日から3ヶ月間。 リハマネ加算を算定していること。 認知症短期集中リハ・生活向上リハ加算とは同時算定できない。
理学療法士等体制強化加算 (1～2時間利用のみ)	30円	1時間以上2時間未満の通所リハビリテーション(デイケア)において、配置基準を超えて、理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置していると加算できるもの
重症療養管理加算 (1～2時間利用は対象外)	100円	要介護度3～5である以下の状態にある利用者に対し、計画的な医学的管理のもと、指定通所リハビリテーションを提供した場合 ・常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ・膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害程度4級以上、かつ、ストーマの処置を実施している状態 ・褥瘡に対する治療を実施している状態 ・気管切開が行われている状態
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	算定した1日当たりの利用料金の 4.7%に相当する金額の1割	介護職員の処遇改善等に係る費用として、 左記加算を申し受けます
特定処遇改善加算 (Ⅰ)	算定した1日当たりの利用料金の 2.0%に相当する金額の1割	介護職員等の処遇改善等に係る費用として、 左記加算を申し受けます
介護職員等ベースアップ等支援加算	算定した単位数の1.0%に相当する金額の1割	介護職員等の処遇改善等に係る費用として、 左記加算を申し受けます

### 3.施設での利用料金

○ 昼食代 520円
○ 利用者の希望等により特別な食事が提供された場合 実費
○ 入浴用品費 100円 (入浴用タオル一式、シャンプー等): 利用に際してお支払の確認をさせていただきます
○ サービス料 50円 (お茶、おしぼり等)
○ 教養娯楽費 実費 (クラブ活動に要した実際の材料代): 利用に際してお支払の確認をさせていただきます
○ おむつ代 (施設のおむつ使用の場合は使用枚数により徴収します)

※特別な食費(実費分)には消費税が課税されます